

# 色彩家紋千集使用許諾契約書

エヌアイシィ株式会社(以下、「弊社」という)及び日本リテラル株式会社(以下、「作者」という)は、カラー家紋データ集(以下、「本製品」という)に係わる一切の権利を有しています。お客様は、本製品を使用する際、使用許諾書(以下、「本契約」という)の約款を遵守し履行するものとします。

## 1. 本製品の構成と権利

- (1) 本製品は、紋章に彩色及び配色を施した作品を各種のデータ形式(JPG, GIF, WMF, PNG, EPS)としてファイル化したもので、本使用許諾書及び解説書(PDFを含む)等により構成されています。
- (2) 作者は、本製品の開発に際し、独自のノウハウや創造力を駆使して本製品を作成しており、一切の権利を有しています。
- (3) 作者が有する一切の権利は、本製品より得られる派生デザインイメージ及びそのデータも含まれます。
- (4) 本製品の名称は、パッケージ表面に記載されるものとします。

## 2. 本製品の対価

本製品の対価は、本体価格に消費税を加算した合計額とします。お支払い戴いた代金は、本製品の瑕疵による理由を除き、如何なる理由においても返金いたしません。

## 3. お客様における使用权

使用权の対価は本製品の代金に含まれ、お客様はご自身のコンピューターに対し本製品を使用できる非独占的使用権かつ譲渡不能な権利を有します。

### <使用权の範囲>

- (1) 本製品は個人使用を目的とした製品であり、その使用权の範囲は非営利目的に限りま。
- (2) 紙媒体への印刷全般、シルク印刷、捺染及び3Dプリンターによる商品作成。但し、販売を目的としたシール・ラベル印刷は除きます。
- (3) 日用品、履き物、装飾品及び衣服等へのプリント・転写や圧着。
- (4) JPG画像、EPS画像、Flash動画等にイメージデータやベクターデータとして合成。
- (5) その他、上記に該当しない商品への印刷・刻印、グラフィックデザイン等への用途。

### <禁止事項>

- (6) 本製品の一部または全てを第三者に譲渡または貸与すること。
- (7) 家紋データを逆アセンブル・逆コンパイルまたはリバースエンジニアリング等の技法を用い解析・模造して第三者に頒布・販売したり使用させること。
- (8) 本製品よりアウトライン情報を抽出し、これを無償または有償に限らず第三者に提供すること。
- (9) 本製品のカジュアルコピーによる使用、本製品のデッドコピー及びバックアップを含む複製を作成すること。
- (10) 本製品を用いて作成したロゴ・マーク等を販売目的で使用すること、商標登録・意匠登録等を行うこと。
- (11) ノベルティグッズ、映画、テレビ番組、動画広告、ゲームやPCソフトへの組込、電子書籍での使用。
- (12) 本製品をサーバーに組込み、複数のPCで使用すること。
- (13) スマートフォン、携帯電話、PHS、PDA、タブレット端末、TV、コンソールデバイス及びプリンター等への組込。
- (14) その他、前項<使用权の範囲>に定められていない用途。

## 4. 機密保持

- (1) 本製品及び本製品に関わる事項で、弊社が一般公開していないものは全て機密保持事項とします。お客様はこれを開示することはできません。
- (2) 弊社は、本契約において知り得たお客様の情報を、ユーザーサポートの為のみに使用し、その他の目的には使用しません。

## 5. 担保・補償

- (1) 弊社は、本製品が第三者のいかなる権利をも侵害していないことを保証します。
- (2) 弊社は、本製品をお客様がご契約の手続きを行った後に、通常のご利用環境のもとで問題なく使用できることを保証します。
- (3) 正規に購入されたお客様は、適切なユーザーサポート及びアップグレードを受ける権利を有しますが、内容によりサービスは有償となる場合もあります。
- (4) 弊社は、本製品のご使用により生じた如何なる損害、回復、再生、代用品に関わる費用、及び第三者が被った同様の損害・費用についても一切の補償を負うことはできません。
- (5) 弊社及び第三者が、合理的と判断された理由により本製品の権利が、お客様により損なわれていると判断した場合、弊社はお客様に許諾した使用权を直ちに取り消すことができます。

## 6. 本契約の有効期限

本契約の有効期限は、お客様が本製品を廃棄または、本契約3に定める<禁止事項>及び【5.担保・補償(5)】の項目に抵触しない限り無期限の自動更新とします。

## 7. 本契約の終了・解除

- (1) お客様は、本製品をアンインストールすることによって本契約を解除することができます。但し、すでに支払われた代金の一部または全ては返金されないものとします。
- (2) お客様により、本契約3に定める<禁止事項>及び【5.担保・補償(5)】の項目に抵触する行為が弊社及び公的な第三者により認められた場合、本契約を解除する事が出来るものとします。但し、お客様の不正行為により弊社が損害を被った場合、これに対し弊社はお客様に損害賠償の請求ができるものとします。
- (3) 前項より本契約が解除されたとき、お客様は直ちに本製品をPC・OSから削除しなければなりません。但し、お客様と弊社との間で和解が成立し、賠償金等が支払われたときは、この限りではありません。
- (4) 本製品の紛失または毀損により再利用が不可能となった場合、故意または過失を問わず、お客様はご自身の負担で本製品を新たに購入することにより再利用が可能になります。

## 8. 管轄裁判所

弊社・作者及びお客様との間で法的紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。